令和９年度採用　博多区役所総務課　休日・夜間相談員（会計年度任用職員）募集案内

１　応募受付期間

令和８年 11 月９日（月）～令和８年 11 月 24 日（火）【必着】

２　募集内容

職名	休日・夜間相談員
採用予定人数	４人
職務内容	閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12 月 29 日～１月３日）及び開庁日の夜間（17 時 10 分～翌日８時 50 分）における ①市民及び関係機関からの問い合わせの対応等及び電話相談 ②郵便物等の収受 ③災害時等における市職員への緊急連絡 ④戸籍届出書の受領及び埋火葬許可関係事務等 ⑤自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバー）返却時の一時預かり ⑥その他前各号に掲げる業務に付随する業務
勤務地	博多区役所総務課 （福岡市博多区博多駅前二丁目８番１号） ※なお、業務の必要上やむを得ないときは、福岡市の他の区役所または西部出張所で勤務する場合があります。
任用期間	令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで ※勤務成績が良好な場合、65 歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を４回まで行うことがあります。65 歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	１　次の資格要件を全て満たす人 （１）令和９年４月１日からの勤務が可能であり、年間を通して職務に従事できる人 （２）協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲のある人で、次のいずれかに該当する人 ・行政機関で戸籍の受付等に１年以上従事した経験がある人 ・行政機関で庁舎案内・相談業務等に１年以上従事した経験がある人 ・行政機関で個人情報取扱事務等に１年以上従事した経験がある人 ２　地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第 16 条（抄）】 （１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （２）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

	（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 ３　日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

３　選考の日時・会場・試験内容・合格発表

日時・会場	令和８年 12 月 17 日（木）　博多区役所 ※日時・場所等の詳細は、申込書提出者に通知します。
内容	面接試験
合格発表	令和９年１月上旬

※合格発表は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に文書で通知します。

４　合格から採用まで

（１）最終合格者は、令和 10 年３月３１日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。

（２）候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和９年４月１日以降の採用を行います。

（３）令和９年４月１日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。

（４）地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１カ月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

５　勤務条件等

勤務形態 ／ 休憩時間	Ａ勤務は平日（月～金）、Ｂ勤務・Ｄ勤務は土・日・祝日・年末年始の割振りによる。 ・Ａ勤務は 17 時 10 分～翌日８時 50 分までの間で、休憩時間（５時間 40 分）を除き１日 10 時間 ・Ｂ勤務は８時 50 分～20 時 50 分までの間で、休憩時間（２時間）を除き１日 10 時間 ・Ｄ勤務は８時 50 分～翌日８時 50 分までの間で、休憩時間（４時間）を除き１日 20 時間 ※なお、業務の必要上やむを得ない場合は、上記の勤務時間の変更を行う場合があります。
勤務時間	週 27 時間 30 分

給料等	月額 194,067 円から 205,465 円（地域手当を含む。）　※令和８年度実績 ※採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び嘱託員を含む。）として在職期間がある場合は、その職歴に応じて給料等の額を決定
期末・勤勉手当	年２回（６月・12 月）　※在職期間等に応じて支給
通勤手当	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（１年間に最大８日）を付与 その他育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、雇用保険の適用あり
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	・給与等支給日：毎月 20 日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

６　応募方法等

提出書類	令和９年度採用　博多区役所総務課　休日・夜間相談員　選考試験受験申込書 ※申込書は、福岡市ホームページからダウンロードできるほか、博多区役所２階情報コーナー及び８階総務課で配布します。
受付期間	令和８年 11 月９日（月）～令和８年 11 月 24 日（火）【必着】
提出方法	・郵送（簡易書留または特定記録郵便）または持参 ・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、お申し込みください。
提出先	〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目８番１号 博多区役所総務課　休日・夜間相談員採用担当　宛

７　その他

・提出された書類は返却いたしません。
・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から１か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

・当募集及び選考試験において、セクシュアル・ハラスメント等に該当する行為を受けた場合、またはそのおそれがある場合には、以下のハラスメント相談窓口へご相談ください。

【ハラスメント相談窓口　問い合わせ先】

担当部署	電話番号等
総務企画局人事部 服務課職場適正係	(電 話) 711-4187 (ﾌｧｯｸｽ) 733-5559 gharassment@city.fukuoka.lg.jp

※相談にあたって、相談者のプライバシーは保護され、相談したことを理由に不利益な取扱いをされることはありません。

８　問い合わせ先

博多区役所総務課　休日・夜間相談員採用担当
TEL：092-419-1004　　FAX：092-452-6735
メール：somu.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
〒812-8512　福岡市博多区博多駅前二丁目８番１号